

## 施設改修工事 特記仕様書

### 1, 標準仕様書

本工事における標準仕様書は下記とする。

- ・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」及び同標準図（以下標準仕様書という）とする。
- 内容に相違がある場合は、係員の指示に従い施工する。

### 2, 一般共通事項

#### 1) 施工基準（施工時の順守事項）

- ・特記仕様書・図面に基づき完全に施工するほか、関係法令及び関係諸官庁の規定による。
- ・なお、標準仕様書中「監督職員」は「係員」と読み替えることとし、係員とは発注者の担当者またはその代理人をいう。

#### 2) 材料及び機材

- ・使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥の無い製品であって新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電機工業会基準（JEM）等の規格に定められているものを使用する。

#### 3) 材料メーカー

- ・使用材料及び機器は、選定基準に係る資料を提出した上で係員の承諾を受けること。
- ・機器の選定に当たってはアフターサービス等に万全を期することのできるメーカーを選定し、あらかじめ使用する主要メーカーリストを係員に提出し承諾を受ける。  
使用材料についても日本工業規格等に適合したメーカーリストを提出し、係員の承諾を受けること。

#### 4) 計画書の疑義

- ・本計画書に疑義が生じた場合は係員と協議し、係員の指示に従い決定するが、計画書の関連事項に相違がある場合の優先順位は原則として下記に示す。

1. 質疑応答書
2. 現場説明書
3. 特記仕様書
4. 計画書
5. 共通仕様書
6. 標準仕様書

なお、細部において計画書に明記なき場合は、請負者が設計図を作成し本工事の性能機能を確保するための常識的に必要な請負者の負担において施工する。

施工上のおさまりは、施工図を作成して係員の承諾を得て施工に反映すること。

#### 5) 軽微な変更

- ・本計画書に対して部分的な変更を必要とする場合には、同等以上の機能、使い勝手を確保した上で係員の承諾を得て変更する事が出来る。
- ・現場の納まり、取り合いなどによる軽微な変更については、金額の増減を行わない。請負者の都合で計画書を変更して増工事となっても認めない。但し係員と打合せで確認し承諾を得た場合はその限りではない。

#### 6) 現場代理人

- ・二級電気工事施工管理技士と認められる者又は一級電気工事施工管理技士（履歴書及び技術的経験を年次別に記載した書類を提出し係員の承諾を受けた者）とする。

#### 7) 官公庁等の手続その他

- ・施工上必要な全ての手続きは、請負者が費用を負担して代行し、結果については速やかに係員まで報告のこと。

#### 8) 提出書類等

- ・各種提出書類は、係員の指示により必要な書類を提出する。

#### 9) 予備品・工具等

- ・予備品・特殊工具等は係員と協議の上、必要数量を納品とする。

#### 10) 保証

- ・施工上の欠陥により事故が発生した場合は、無償にて速やかに機器類の修理、交換及び設備・建築内装の補修施工を行うこと。
- ・保証書（社印を押印した証書）の保証期間は引渡し日より重要瑕疵は2年間とする。ただしメーカー製品に関しては、メーカー保証範囲とする。

#### 3, 見積上の注意事項

- ・見積書は別紙見積書式に従うこと。
- ・数量等に変更がある場合はその旨明記すること。
- ・撤去工事は撤去数量を明確にした見積とすること。
- ・別途工事の内容は明確に記載すること。
- ・工事仕様書を確認理解して見積に反映すること。

#### 4, 施工上の注意事項

- ・騒音、振動の発生する工事及び来館者に影響を及ぼす可能性のある工事は休館日限定とし、その他の工事は協議事項とする。

#### 5, 環境に対する配慮

- ・環境への影響に配慮し、環境負荷低減を目的とした取り組みを積極的に行う。

1. グリーン調達による循環型社会への貢献
2. 建設廃棄物の適正処理
3. 建設副産物の分別、減量、再資源化
4. 環境保全に対する意識の向上
5. 環境に関する法規の遵守
6. CO2削減量、電気量削減量の提出

#### 6, 完成図書

- ・工事完了後速やかに指定書類、竣工図を指定部数提出すること。
- ・工事中、完成後の写真を完成図書に入れて提出のこと。
- ・特に隠ぺい部分の施工写真は必ず撮影し提出のこと。